本号で公布された条例のあらまし

埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例 (埼玉県条例第十 九号) (保 健 医

一趣旨

療

政策課

止する。 埼玉県: 康 づ くり 安心基 金 \mathcal{O} 廃 止 に 伴 い 埼 玉 康 づ くり安心基金条 例

二内容

行うも \mathcal{O} 状況を踏まえ、 埼玉県健康づくり の」と規定され 平 成三十五年 安心基金条例 て V る。 度 の制定附則第二条にお (令和五年度) 中にこの条例 11 て、 に ر ۲ 0 11 \mathcal{O} て見直 条 例 \mathcal{O} 施 行

神的、 留まらず、 歴史的課題に対応して 7 取り組ん ょ って、 社会的な健康 見直 経済施策や で 本基金の枠 しの時 V く必要があることから、 期 づくりも必要にな を迎え、 社会施策などによ 1 くため、 とら われ 今後 ず、 保健 \mathcal{O} ۲ 0 人 れ 基金を廃止する。 て る就業支援や社会参加 医 \Box くるも 療分野 までよりも 減 少 にお 超少 のと考える。 /子高齢社 け 「健康づ る肉体 くり 会 的 \mathcal{O} 支援とい な \mathcal{O} 健康づ 到 を広 来と った精 < V 捉え りに 0 た

二 施行期日

令和六年四月一日